

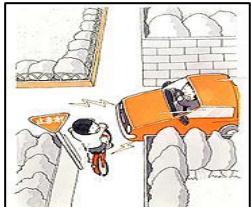
<交通安全テスト>

平成27年12月号

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 止まれの標識がある場所で、安全をしっかり確認すれば自転車に限り 止まらなくてもよい。



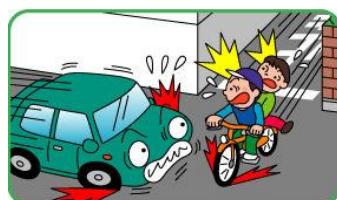
- ② 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩行者が前にいて、危ないと感じたら、ベルを鳴らして注意を促してもよい。



- ③ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。



- ④ 自転車運転中に、危険行為にあたる違反行為（信号無視等）をして、警察官に交通切符を交付されたり、交通事故を起こしたりして、警察官にくり返し検挙された場合は自転車運転者講習の受講を命ぜられる。



- ⑤ 道路に石やブロックなどを、置いてはいけない。



<交通 安全 テスト> 平成27年12月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 止まれの標識がある場所で、安全をしっかり確認すれば自転車に限り 止まらなくてもよい。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことについて注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない交差点では、いきなり飛び出さないで、安全を十分に確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止して安全を確かめてから進むようにしましょう。

② 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩行者が前にいて危ないと感じたら、ベルを鳴らして注意を促してもよい。【×】

A : ● 道路交通法第54条第1項（警音器の使用等）

車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

1 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

2 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

● 道路交通法第54条第2項（警音器の使用等）

車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止する

ためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

＜指導のポイント＞

歩道は歩行者優先です。歩道を自転車で通行する時は、歩行者の邪魔にならないようにいつでも止まれるスピードで走りましょう。

歩行者の通行の妨げになるときは一時停止をしましょう。

ベルを鳴らしながらの走行はやめましょう。

③ 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。【○】

A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（歩行者及び自転車に対して表示する標示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めではなく、また、当該信号が表示された時ににおいて停止位置に近接しているため安全に停止することができる場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

- (3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

＜指導のポイント＞

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている場合は、自転車は当該歩行者用信号に従わなければならない。

- ④ 自転車運転中に、危険行為にあたる違反行為（信号無視等）をして、警察官に交通切符を交付されたり、交通事故を起こしたりして、警察官にくり返し検挙された場合は自転車運転者講習の受講を命ぜられる。【○】

A : ● 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復した者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※罰則 5万円以下の罰金（受講しなかった場合）

～政令で定めるもの～

- 道路交通法施行令第41条の3（危険行為）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関する次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為

13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態でするものに限る。）

14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

<指導のポイント>

1 信号無視



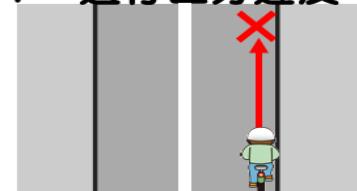
2 通行禁止違反



3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



4 通行区分違反



7 交差点安全進行義務違反等



5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害



6 遮断踏切立入り



自転車運転者講習の対象となる

危険行為

8 交差点優先車妨害等



9 環状交差点安全進行義務違反等



10 指定場所一時不停止等



11 歩道通行時の通行方法違反



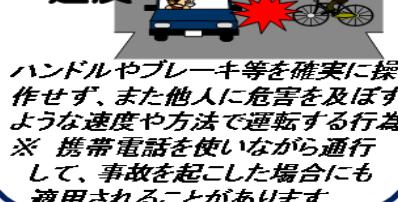
12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転



13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



上図に示されている14の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為と

して定められています。

⑤ 道路に石やブロックなどを、置いてはいけない。【○】

A : ● 道路交通法第76条（禁止行為（抜粋））

第3項 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路においてはならない。

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

● 交通の方法に関する教則 第1章第4節1（道路でしてはいけないことなど（抜粋））

(4) 道路を壊したり、汚水、ごみ、くぎ、ガラス片などをまいたり、捨てたりすること。

＜指導のポイント＞

道路上に石やブロック等を置くと、交通の妨害となります。

走行してきた車、単車や自転車がぶつかるという交通事故を引き起こす原因となりますので、絶対にしてはいけません。